

平成28年8月3日

会員各位  
(貯水槽清掃作業監督者 様)

(一社)新潟県貯水槽管理協会  
事務局

平成28年度貯水槽清掃作業監督者再講習会の受講について(再度お知らせ)

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記再講習会の地元開催については、平成28年3月7日付けで既にご案内しているところですが、受講申込みの受付がまもなく始まりますので、再度お知らせします。

標記講習会の受講申込み受付期間は、下記1のとおりとなっておりますので、申込みを予定している方は、必ず受付期間内に下記3の申込先に到着するよう忘れずに申し込んでください。

なお、平成24年度に(社)全国建築物飲料水管理協会が主催した新規講習会において、監督者の資格を取られた方については、平成30年度に再講習会を受講する必要がありますが、同年度に新潟県内での再講習会の開催ができないことも考えられます。

従って今回新潟市又は長岡市で有効期間満了を待たずに受講するか、6年後の平成30年度に近県で受講するかを考慮して申し込んでください。

敬具

## 記

### 1. 地元新潟県内開催

期間	会場	受付期間	修了証交付予定
平成 28 年 10月18日(火) ～10月19日(水)	新潟ユニゾンプラザ 新潟市中央区上所2-2-2	平成 28 年 9月5日(月) ～9月9日(金)	平成 28 年 11月24日
平成 29 年 3月7日(火) ～3月8日(水)	長岡新産管理センター 長岡市新産2-1-4	平成 29 年 1月23日(月) ～1月27日(金)	平成 29 年 4月 5日

### 2. 受講申込方法

- (1) 受講申込書に必要事項を記載の上、申込書及び必要書類を添付し、郵送により受付期間中に、到着するよう直接センターに申込む。(電話受付はしません。)
- (2) 詳しくは、センターHPの「受講申込手引」をよく読んでください。(参考までに別紙のとおり手引添付。)
- (3) 受講申込書は、「申込手引」よりダウンロードし印刷するか、返信用封筒(長形3号)に92円切手を貼り、郵送にてセンターに請求できます。

### 3. 問い合わせ、申込み先

公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター

〒100-004 東京都千代田区大手町1丁目6番1号  
大手町ビル7階743E

TEL 教務課 03-3214-4624

FAX // 03-3214-8688

ホームページ <http://www.jahmec.or.jp>

### 4. その他

- (1) 個人情報保護の関係から、当協会からの案内や受講申込の取りまとめはできませんのでご注意ください。
- (2) 今日現在、当協会に寄せられた「照会事項」について、別紙に回答をまとめましたので、参考にしてください。

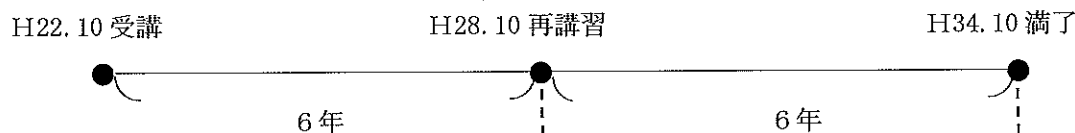
## 照会・回答 (Q & A)

---

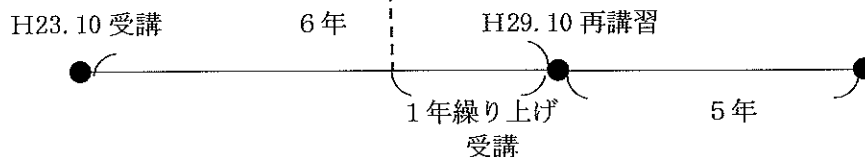
Q 1 前回、再講習会を東京で受講し、平成29年10月に有効期間満了となりますが、できれば今年度中に、地元新潟で受講したいが可能ですか？

A 1 平成29年度以降の受講予定者も繰り上げで受講はできますが、有効期間が下図のとおり1年短くなります。

(通常パターン)



(照会パターン)



Q 2 平成28年10月31日に有効期間満了するが、中越支部の会員なので、地元長岡で29年3月の講習会に受講したい。半年近く間隔が空いてしまうが差し支えありませんか？

A 2 再講習会を受講するまでの空いた期間は、作業監督者の資格を失うことはありませんが、その期間中に事業登録(更新)する場合は、人的要件を欠くため指定様式の「監督者等名簿」には、氏名等の記載をすることはできません。

Q 3 受講申込書を協会に提出しますので、取りまとめて「センター」の方に送ってもらうことはできますか？

A 3 平成15年に個人情報保護法が制定されたことに伴い、受講申込の受付窓口は主催者(センター)に一本化されましたので、協会経由の提出はできません。

Q 4 講習会を受講したのは間違いないが、修了書を紛失したため、いつ講習会（新規又は再講習）を受講したかわかりません。確認する方法はありますか？

A 4 当協会を確認することはできませんので、直接「センター」に問い合わせてください。なお、「受講修了証明書交付願」（指定様式）により、再発行の手続きを取ることができますので、センターのHPでもご確認してください。

---

Q 5 「センター」からの案内が早過ぎます。新潟・長岡での開催は10月と3月ですので、受講申込期間内までにはかなり間がありますが、近くになったら再度案内がくるでしょうか？

A 5 今年度4月から全国の希望する開催場所で受講できるように、2月下旬一斉に対象者あてに案内したとのことですが、住所変更などでお手元に届いていない場合は、センターに問い合わせしてみてください。なお、当協会としては、近くになりましたら、文書やホームページ等で改めて会員あてお知らせしたいと思います。

以上